

東北工業大学教員養成審議委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東北工業大学組織規程第12条第2項に基づき設置する東北工業大学教員養成審議会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、学生が教職に対する理解を深め、個々に修得した知識・技能を有機的に統合し、指導力ある教員としての資質能力の形成を図る指導体制、カリキュラム、教育方法等を審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教職課程の指導体制に関する事項
- (2) 教職課程のカリキュラムに関する事項
- (3) 教職課程の教育方法に関する事項
- (4) 教育実習の円滑な運営に関する事項
- (5) 教職課程の自己点検・評価に関する事項
- (6) その他教職課程に関する事項

(委員構成)

第4条 委員会は学長の指名する次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
 - (2) 学部長
 - (3) 研究科長
 - (4) 総合教育センター長
 - (5) 教務委員長
 - (6) 学科から教員1名
 - (7) 総合教育センターから教員3名
 - (8) 大学事務局長
 - (9) 大学事務局次長
 - (10) 教務学生課長
 - (11) その他必要と認められる者
- 2 前項の委員のほか、必要に応じて、委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副学長をもってこれにあてる。

- 2 委員長は副委員長を指名する。
- 3 委員会は委員長が招集し、その議長となる。委員長に事故ある時は副委員長がこれにあたる。
- 4 委員会は、必要に応じて開催する。

(運営)

第6条 委員会は、必要に応じて専門部会を置く。

- 2 専門部会は、総合教育センターの教員を中心に編成し、協議結果は本委員会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の事務は、教務学生課が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い教育実習協議会規程は平成20年3月31日をもって廃止とする。

附 則

この規程は、平成20年10月8日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。